

原村総合計画審議会の審議方法（案）

1 審議の進め方について

- (1) 担当課より分野別施策ごとに主要施策の説明を一括して説明し、質疑応答を行う。
- (2) 審議会内で回答が難しく、検討や確認が必要だった内容については、次の審議会では報告する。

2 質疑等の事前受付について

審議を円滑に進めるために、次回から、質疑等があれば事前にご連絡いただき、会議当日に担当課等から回答することとしたいと思いますので、質疑等がある場合は、期限までにご連絡をお願いします。

第4回（基本目標1）	10月2日（金）午後5時
第5回（基本目標4）	10月14日（水）午後5時
第6回（基本目標2及び5（1）～（3））	10月29日（木）午後5時

3 資料請求について

後期基本計画（案）を審議いただくにあたり、口頭説明だけでは判断しがたい場合は、上記2の期限までに請求資料名をご連絡ください。

なお、基本計画は、あくまでもそれぞれの「基本目標」や「目標別施策」等の方向性を示すものであり、詳細については、それぞれの分野計画や個別計画で示すことを基本としています。

また、請求いただいた資料がない場合は、関連資料の提出又は口頭説明とさせていただきますことでもありますので、あらかじめご了承ください。